

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案要綱

## 第一 特定商取引に関する法律の一部改正

### 一 目的の変更

特定商取引の対象に訪問購入を追加すること。

(第一条関係)

### 二 訪問購入

#### 1 定義

イ 「訪問購入」とは、物品の購入を業として営む者（以下「購入業者」という。）が営業所等以外の場所において、売買契約の申込みを受け、又は売買契約を締結して行う指定物品の購入をいうこと。

ロ 「指定物品」とは、購入業者による取引の対象となる物品であつて政令で定めるものとすること。

(第五十八条の四関係)

#### 2 氏名等の明示

購入業者は、訪問購入をしようとするときは、その勧誘に先立つて、その相手方に対し、購入業者

の氏名又は名称、売買契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る物品の種類を明らかにしなければならないものとすること。  
（第五十八条の五関係）

3 契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勧誘の禁止等

イ 購入業者は、訪問購入をしようとするとときは、その相手方に対し、勧誘を受ける意思があることを確認するよう努めなければならないものとすること。

ロ 購入業者は、訪問購入に係る売買契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勧誘の締結について勧誘をしてはならないものとすること。  
（第五十八条の六関係）

4 書面の交付

購入業者は、営業所等以外の場所において指定物品につき売買契約の申込みを受けたとき又はその契約を締結したとき等は、その申込みの内容を記載した書面又はその売買契約の内容を明らかにする書面を交付しなければならないものとすること。  
（第五十八条の七及び第五十八条の八関係）

5 物品の引渡しの拒絶に関する告知

購入業者は、訪問購入に係る売買契約の相手方から直接物品の引渡しを受ける時は、その売買契約

の相手方に對し、4の書面が受領された日から起算して八日を経過した場合を除き、当該物品の引渡しを拒むことができる旨を告げなければならぬものとすること。 （第五十八条の九関係）

## 6 禁止行為

イ 購入業者は、訪問購入に係る売買契約の締結について勧誘をするに際し、又は訪問購入に係る売買契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、物品の種類及びその性能等につき、不実のことを告げる行為をしてはならないものとすること。

ロ 購入業者は、訪問購入に係る売買契約の締結について勧誘をするに際し、物品の種類及びその性能等につき、故意に事實を告げない行為をしてはならないものとすること。

ハ 購入業者は、訪問購入に係る売買契約を締結させ、又は訪問購入に係る売買契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならないものとすること。

二 購入業者は、訪問購入に係る物品の引渡しを受けるため、物品の引渡時期等につき、故意に事實を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならないものとすること。

ホ 購入業者は、訪問購入に係る物品の引渡しを受けるため、人を威迫して困惑させてはならないも

のとすること。

（第五十八条の十関係）

## 7 第三者への物品の引渡しについての通知

購入業者は、売買契約の相手方が指定物品を購入業者に引き渡した後に、その売買契約を10の規定により解除した場合には、その売買契約の相手方の求めに応じて、第三者に当該指定物品を引き渡したときはその旨及びその引渡しに関する事項を、第三者に当該指定物品を引き渡していない時はその旨を、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、通知しなければならないものとすること。

（第五十八条の十一関係）

## 8 指示

主務大臣は、購入業者が2から7までの規定に違反した場合等において、訪問購入に係る取引の公正及び売買契約の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その購入業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができるものとすること。

（第五十八条の十二関係）

## 9 業務の停止等

主務大臣は、購入業者が2から7までの規定に違反した場合等において訪問購入に係る取引の公正

及び売買契約の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は購入業者が8の規定による指示に従わないときは、その購入業者に対し、一年以内の期間を限り、訪問購入に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができるものとすること。（第五十八条の十三関係）

## 10 契約の申込みの撤回等

購入業者が営業所等以外の場所において指定物品につき売買契約の申込みを受けた場合におけるその申込みをした者又は購入業者が営業所以外の場所において指定物品につき売買契約を締結した場合におけるその売買契約の相手方は、4の書面を受領した日から起算して八日を経過した場合を除き、書面によりその売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができるものとするとともに、所要の規定を設けること。

（第五十八条の十四関係）

## 11 物品の引渡しの拒絶

売買契約の相手方は、4の書面を受領した日から八日を経過した場合を除き、訪問購入に係る物品の引渡しを拒むことができるものとすること。

（第五十八条の十五関係）

## 12 訪問購入における契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限

購入業者は、訪問購入により、売買契約の相手方と指定物品につき当該売買契約を締結した場合において、損害賠償額の予定等があるときにおいても、一定額を超える額の金銭の支払を売買契約の相手方に対する請求することができないものとすること。

（第五十八条の十六関係）

### 13 訪問購入に係る適用除外

訪問購入に係る売買契約であつて、当該契約の申込みをした者又は売買契約の相手方が営業のため又は営業として締結するもの等は適用除外とするものとすること。

（第五十八条の十七関係）

### 三 訪問購入に係る差止請求権

適格消費者団体は、購入業者が不特定かつ多数のものに對して訪問購入に關し、不実のことを告げる等の行為を行い又は行うおそれがあるときは、その購入業者に對し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他当該行為の停止又は予防に必要な措置をとることを請求することができるものとすること。

（第五十八条の二十四関係）

### 四 罰則

罰則についての所要の改正を行うこと。

（第七十条、第七十条の二及び第七十二条関係）

## 五 その他

その他所要の規定を整備を行うこと。

## 第二 附則

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

（附則第一条関係）

二 この法律の施行の状況について検討規定を設けるほか、この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこと。  
（附則第二条から附則第七条まで関係）